

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	
税目（条文番号）	法人税、所得税 〔根拠法令：租税特別措置法 第10条の2の2、第42条の5 第68条の10 租税特別措置法施行令 第5条の4、第27条の5 租税特別措置法施行規則 第5条の8、第20条の2 告示 平成4年3月31日大蔵省告示第57条 平成4年11月30日大蔵省告示第224号〕	
見 直 し の 内 容	エネルギー基本計画改定等の今般のエネルギー政策全般の見直しを踏まえ、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+48,700 百万円 （▲48,700 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略が策定された。このような政府レベルでの政策動向に対応し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長という、現在求められている政策目的に合致する「グリーン投資減税」を創設する。 求められる政策の変化に伴い、エネルギー需給構造改革のみを目的としていた本税制は、廃止することとする。	